

第1節 避難

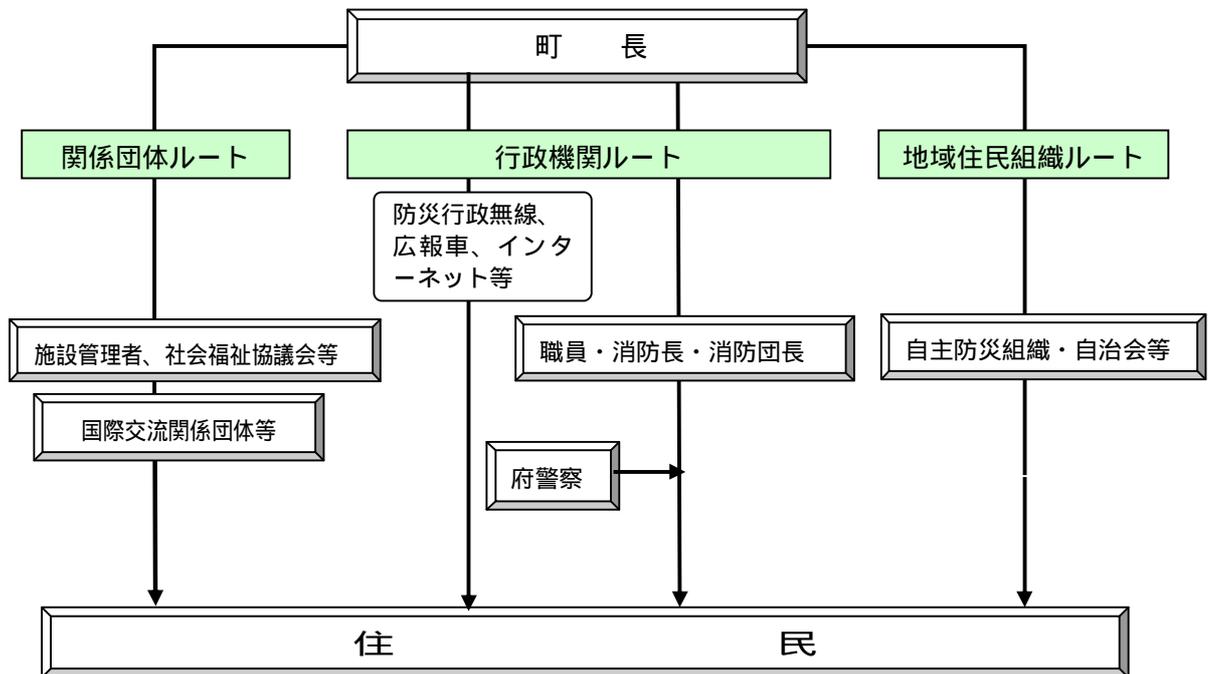
1 基礎的資料の準備

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

2 警報の伝達・通知

(1) 警報の伝達・通知先の確認

町は、知事から警報等の通知があった場合、町長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。



(2) 府警察との連携

町長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、町の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築する。

(3) 伝達ルートの確保

町長は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、国際交流関係団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努める。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、府から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる、町域に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(5) 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

町長は、国民保護に係る住民へのサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）について、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

イ 伝達体制等の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、町長は、住民に対し、その旨を、あらかじめ周知する。

(6) 災害時要援護者への伝達

町長は、災害時要援護者について、対象者の事前把握、その名簿の時点修正に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑に伝達できるようにしておくとともに、近隣住民間における災害時要援護者への警報の伝達を支援する仕組みづくりに努める。

(7) 新たな伝達手段の検討

警報の伝達にあたっては、現在町が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

町長は、町の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（町域を越えるパターン

を含む)をあらかじめ作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

(ア) 町長は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

あわせて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整する。

(イ) 重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先を、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設等関係機関と調整する。

イ 在宅者

町は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、車両等の避難手段の確保策について検討する。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに努める。

(3) 近隣市町村との連携の確保

町は、町域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

(4) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、町及び町教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

4 避難施設

(1) 避難施設の指定

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、町と連携して、次の避難施設を指定するとされている。

タイプ	施設例	主な目的
収容型	学校、公民館、集会場、体育館等	避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設
集合型	公園、広場、駐車場等	避難の際の一時的な集合場所 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地
退避型	堅牢な建築物、地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場）等	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

(2) 指定への協力

町は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。

町は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

5 運送の確保

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、府と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

(2) 運送経路の確認

町は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、府と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議しておく。

また、町域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、府及び近隣市町村と協議しておく。